

各施設・事業所の長 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

令和 8 年度高齢者施設等防災・減災対策補助金に係る事前協議について（1 次協議分）

平素より、県の高齢福祉行政に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記補助金につきまして、令和 8 年度分の協議を実施しますので、別紙 1「令和 8 年度高齢者施設等防災・減災対策補助金の概要（1 次協議分）」等を御確認の上、活用を希望される場合は、下記により資料を作成し、期限までに提出願います。

記

1 提出資料

(1) 「事前協議調査票」（別添 1）

(2) 添付書類

ア 平面図、位置図、写真等

※平面図は施工箇所の詳細図と建物全体の平面図を添付すること。複合型施設の場合は、建物全体の平面図を色分け等で施設種別ごとに区分すること。

※位置図は施設周辺の状況がわかるものを添付すること。

※写真は現況及び改修箇所又は設置個所が分かるものを添付すること。

イ 見積書（公的機関又は工事請負業者）

※公的機関で見積ができない場合は、工事請負業者等の見積書を 2 者以上添付すること。

※見積書は表紙だけでなく、内容・内訳まで記載されたものを添付すること。

※見積書の仕様は同様のものとする。

※事前協議から補助金の交付決定を受ける期間内は、仕様の変更を行わないこと。

(3) 補助対象面積確認シート（別添 2）（必要に応じて）

2 提出方法

(1) 上記 1 に掲げる資料を電子データでメールにて提出すること。

なお、メールで提出した際には、併せて電話でもその旨を連絡すること。

※上記 1 の (2) については、位置図、平面図、写真、見積書の順に並べたうえで、1 つの PDF にして、提出すること。

3 提出先

岐阜県健康福祉部高齢福祉課施設整備係あて (c11215@pref.gifu.lg.jp)

4 提出期限

令和 8 年 4 月 2 0 日（月）【必着、期限厳守】

5 その他

(1) 令和 6 年 4 月 1 日より義務化された業務継続計画（BCP）及び既に義務化とされている非常災害対策計画の策定がない施設については原則補助対象外。

(2) 原則として、当該交付金の補助協議前に補助財産に対して抵当権が設定されている場合は、利用者保護の観点から補助対象外とする。

- (3) 標記補助金は国への協議により決定され、また予算の範囲内において交付するものであり、協議をしていただいた場合でも、補助を確約するものではない。

担当所属	岐阜県健康福祉部高齢福祉課 施設整備係		
担当係長 (3月末迄)	広瀬	担当者	毛利
担当係長 (4月以降)	松原	担当者	馬田
電話番号	058-272-1111 内線 3473		
E-mail	c11215@pref.gifu.lg.jp		